

興 行 場 の て び き



(区ホームページ)

葛飾区保健所

生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

電話 03(3602)1242
ファックス 03(3602)1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定者の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。

 葛飾区



興行場とは…

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて法の適用を受けます。

—こんな場合は？

- 特定の人に映画等を見せる施設や会員制度のものも該当します。
- 無料の場合も該当します。
- 施設は、バス、トラックを改造した移動形態のものであっても該当します。
- × 知識を普及することが主たる目的であるものは該当しません。（展覧会、博覧会、動物園、植物園、博物館など）
- × 自ら楽しむスポーツ施設等（スケートリンク、ボウリング場等）は該当しません。
- △ キャバレー、旅館等の施設内で行われるショー、演芸等は本来の業務に付随するサービス程度のものであれば法の適用は受けません。（ただし、単独に行うものなどは該当します。）
- △ 集会場等を興行場として利用する場合は、月4日以内のものについては、該当しません。

臨時または仮設構造における興行場は、原則的には1か月以内の営業期間が許可の有効期限となります。（常設の場合と、構造設備基準に区別はありません。）

- 臨時の興行場 …… 興行場以外の用途である既存建物の一部又は全部を用いて短期間に限り興行を行う施設
- 仮設構造の興行場 …… 天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り興行を行う施設



許可申請編



～目次～

興行場許可までの手続き 許一 1

許可申請時に必要な書類 許一 2

構造設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・許一3

・観覧場の床面積は？・・・・・・・・許一6

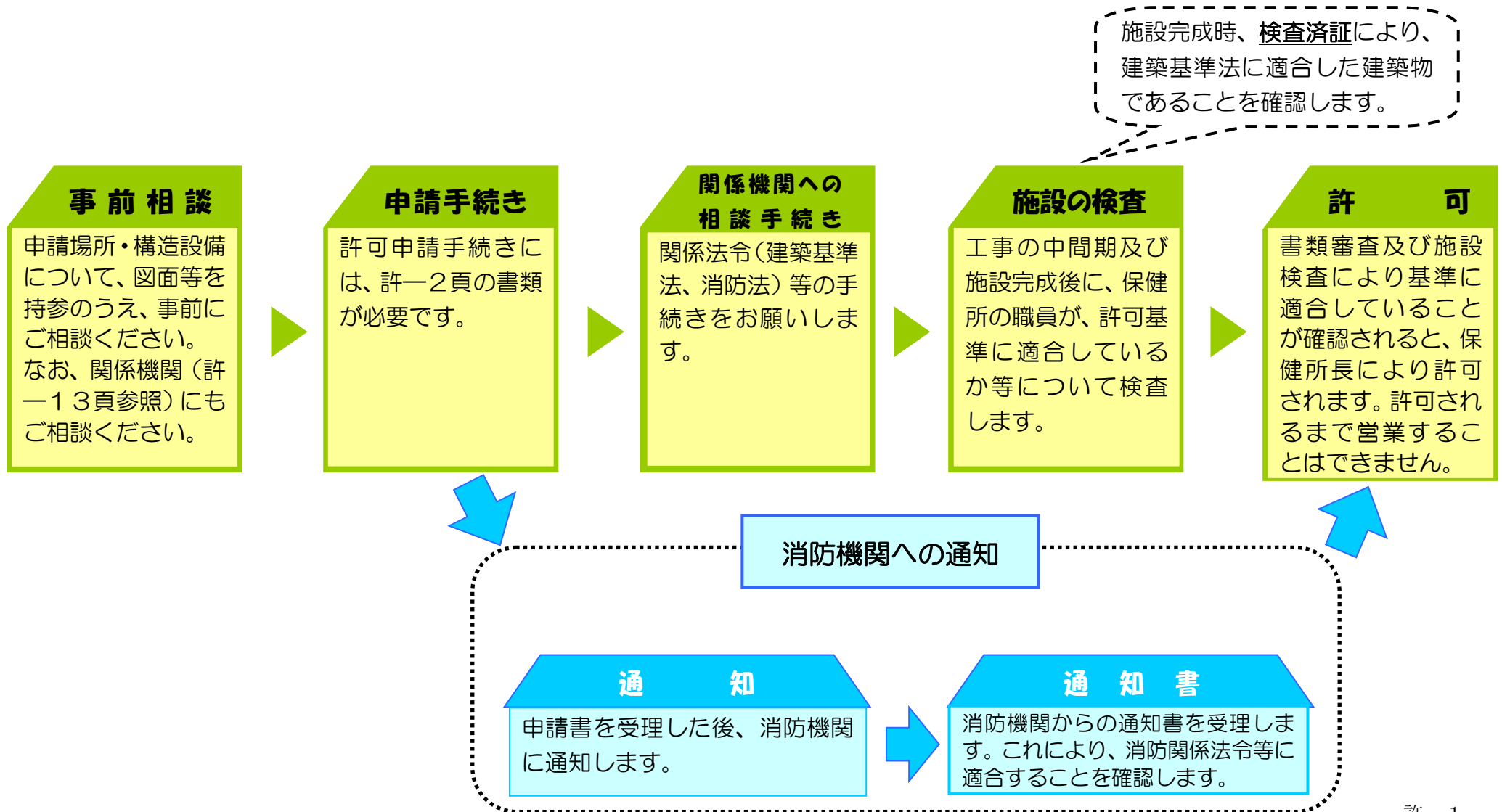
・換気設備の設置は？・・・・・・・・許一7

・便所の考え方は？・・・・・・・・許一10

・便所の便器数の考え方は？・・・・・・・・許一12

関係機関一覧・・・・・・・・許一13

興行場許可までの手続き



許可申請には、以下の書類が必要です

【許可申請時に必要な書類等】

- 興行場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
・・・正副2通
- 見取図（半径 300 メートル以内の道路、河川、住宅等が記載されたもの）
- 建物配置図、各階平面図、観覧椅子の配置図、喫煙所の設置場所を示す図面
- 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
- 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造
- 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造

- 法人の場合、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
（6 か月以内に発行されたもの）
- 申請手数料
常設 17,500 円
臨時・仮設 11,100 円

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
※ 施設完成後、検査時に確認します。

興行場 構造設備の概要(例)

1 設置場所

→P 許-4

2 観覧場

→P 許-6

3 換氣設備

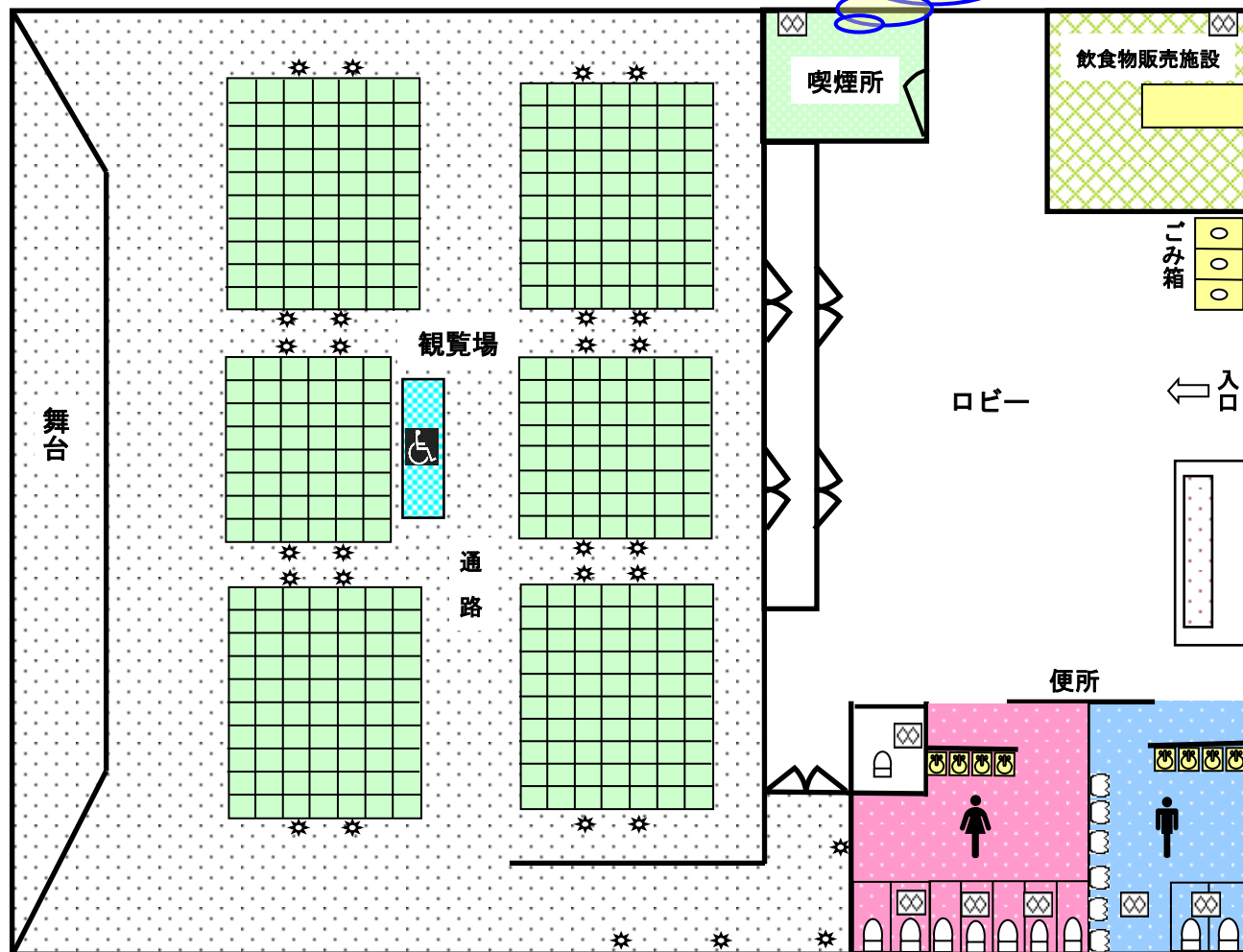
→P 許-7~9

4 照明設備

→P 許-4

5 防湿構造

→P 許-5



興行場内では喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示しなければなりません。ただし、観覧場と区画された場所に、煙が侵入しない構造の喫煙所を設ける場合は、この限りではありません。

6 便所

→P 許-10~12

7 喫煙所

→P 許-5

8 飲食物の販売施設

→P 許-5

9 その他

→P 許-5

✳ : 足元灯

興行場の構造設備基準

【 】内、根拠欄の見方

法 : 興行場法
条 : 葛飾区興行場法施行条例
規 : 葛飾区興行場法施行条例施行規則
指導 : 葛飾区興行場法施行条例の運用について

(例 : 条 3-2-(1) とは、条例第 3 条第 2 項第 1 号のこと)

1 設置の場所

- 排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に設置してはならない。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。【条 4】

2 観覧場 ⇒P 許-6 ヘ

3 換気設備 ⇒P 許-7, 8, 9 ヘ

4 照明設備

- 観覧場には、200 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りでない。【条 6-1-(1)】
〔映画、劇場等の施設は 20 ルクス以上の照度を確保。【指導】〕
- 観覧場以外の入場者の使用する場所には、20 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条 6-1-(2)】
- 観覧場、廊下、階段及び出入口には前 2 号の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。【条 6-1-(3)】
- 映写又は演技中の観覧場には、常に 0.2 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条 6-1-(4)】
〔映写又は演技中の観覧場の照度 0.2 ルクス以上は、床面における照度とし、他は床面から 0.8m の高さにおける照度とする。【指導】〕
〔床面そのものに光源がある場合などは、基準に相当する照度と同等程度の発光があり、かつ光源が安全面に配慮され、的確に配置されている場合については、照明設備が設置されているものとする。【指導】〕

5 防湿構造

- 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から 45 cm未満である場合は、その床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆う等防湿上有効な措置を講ずること。【条 7-1-(1)】
- 興行場内外の雨水、湧水、雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。【条 7-1-(2)】

6 便所 ⇒P 許－10, 11, 12 へ

7 喫煙所

- 興行場内では喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示しなければならない。ただし、次に定める要件を備えた喫煙所を設ける場合は、この限りでない。【条 9】
 - 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。【条 9-1-(1)】
 - 屋内に設ける場合は、喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。【条 9-1-(2)】
〔喫煙所以外に煙が侵入しない構造とは、障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画するほか、喫煙対策のための機器（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式等により、喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置をいう。【指導】〕
 - 屋内に設ける場合は、専用の換気設備を設けること。【条 9-1-(3)】
〔専用の換気設備とは、観覧場等とは別系統の換気設備をいう。【指導】〕

8 飲食物の販売施設

- 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置してはならない。ただし、衛生上必要な措置が講じてある場合にあっては、この限りでない。【条 10】
〔衛生上必要な措置には、便所に十分な防臭及び防音装置を設けたり、前室等が設置してある場合がある。【指導】〕

9 その他

- くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。【規 11-1-(5)】

観覧場の床面積は？

機械換気設備の能力や便所の数は、観覧場の床面積に基づいて算定されます。

観覧場とは・・・？

興行場の構成要因の一つで映画、演劇等を入場者に見せ、又は聞かせるために設けた場所を観覧場といいます。

【注意】

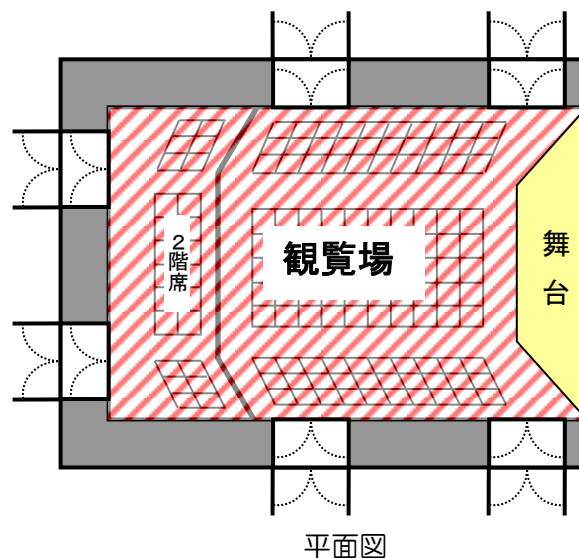
- ・ 客席、客席内通路は観覧場です。
- ・ ロビー、食堂、売店、便所等は観覧場ではありません。舞台やスクリーンなどの興行を行う場所については観覧場ではありません。

床面積とは・・・？

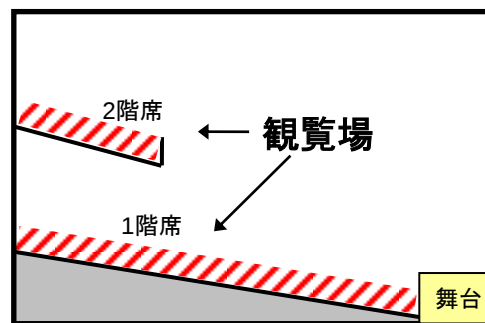
観覧場のすべての床面積を指します。

【注意】

- ・ 興行場の内部に観覧席が複数階ある場合は、すべての階の面積の合計が床面積になります（断面図参照）。



平面図



断面図

※斜線部分：観覧場床面積

前室について

興行場入口の前室部分は観覧場の床面積に算定されません。（平面図参照）

複合映画館の場合

シネマコンプレックス（複合映画館）は、原則として「1スクリーン、1興行場」と取り扱うので、1スクリーンごとに観覧場の床面積を算定します。詳しくは、保健所までご相談ください。

換気設備の設置は？（その1 換気設備の種類について）

観覧場には、観覧場の床面積及び設置場所により、以下の換気方式による換気設備を設置することが規定されています。

葛飾区興行場法施行条例 第5条

興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、規則で定める機械換気設備（以下「機械換気設備」という。）を設けなければならない。

機械換気設備 の種類 観覧場の 設置条件	第1種換気設備 〔給気用送風機 及び 排気用送風機を有するもの〕	第2種換気設備 〔給気用送風機 及び 適当な 自然排気口を有するもの〕	第3種換気設備 〔排気用送風機 及び 適当な 自然給気口を有するもの〕
観覧場が地下にある興行場	○	不可	不可
観覧場が1階以上にある興行場			
観覧場の床面積の合計(a)			
$400\text{m}^2 < a$	○	不可	不可
$150\text{m}^2 < a \leq 400\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	不可
$a \leq 150\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	○ (止むを得ない場合)

換気設備の設置は？（その2 機械換気設備の能力について）

観覧場に設置する機械換気設備には、必要とされる換気能力及び外気取入口について、以下の規定があります。

葛飾区興行場法施行条例施行規則 第7条

条例第5条第1項に規定する機械換気設備は、次の各号の基準を満たすものとする。

- 1 観覧場の床面積 1 m^2 ごとに毎時 75 m^3 以上 ($75\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$) の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時 25 m^3 以上とすることができる。
- 2 機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。→建築物衛生法※対象の特定建築物の場合は、 $25\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$ 以上の新鮮な外気の供給をすることができる能力を有することと指導しています。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

葛飾区興行場法施行条例の運用について 別紙1

規則第7条第1項1号ただし書き以降の規程により、機械換気設備の外気導入量を軽減するときは、次の関係式から求められた外気導入量を確保できるものとする。

ただし、この関係式により外気導入量を軽減する場合であっても、 $25\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上の能力を確保しなければならない。

外気導入量 $G=Q \div N$ …①式

G ：外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$)
 Q ：1人当たりの必要外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$)
 N ：1人当たりの占有面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)

$Q=100M \div (K-K_0)$ …②式

M ：人の呼吸による CO_2 発生量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$) ※ 数値は下表参照
 K ： CO_2 の基準値 (0.15) の濃度 (%)
 K_0 ：外気の CO_2 (0.04) の濃度 (%)

具体的な計算方法は、
次頁を参照してください。

作業程度による CO_2 発生量 (空気調和・衛生工学便覧より)		
作業程度	$M(\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人})$	備 考
安 静 時	0.013	静かに座っている場合等 通常の映画館等
極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等
軽 作 業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等

機械換気設備に必要とされる換気能力の計算例

温湿度調整
装置なし

必要とされる換気能力は、観覧場の床面積 1 m^2 ごとに、毎時 $75 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上です。
換気能力を軽減させることはできません。

温湿度調整
装置あり

前頁に記載した「葛飾区興行場法施行条例の運用について 別紙 1」の関係式に基づき、換気能力を軽減させることができますが、 $25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ を下回ることはできません。

例【1人当たりの占有面積（N）が 0.3 m^2 の映画館の場合】

まず、前頁②式より、1人当たりの必要外気導入量Qを求めます。

- ・通常の映画館の場合は安静時に当たるので $M=0.013$ とします。
- ・二酸化炭素濃度の基準値（K）を $0.15(\%)$ 、外気の CO_2 濃度（ K_0 ）を $0.04(\%)$ とします。

$$Q = 100M \div (K - K_0) = 100 \times 0.013 \div (0.15 - 0.04) = \underline{12 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}}$$

次に、前頁①式より、必要外気導入量Gを求めます。

- ・1人当たりの必要外気導入量Qは上式で算出した $12 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$ となります。
- ・1人当たりの占有面積Nは 0.3 m^2 です。

$$G = Q \div N = 12 \div 0.3 = \underline{40 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2 \text{以上の換気能力が必要となります。}}$$

通常の映画館における換気能力の計算値 【参考】	
1人当たりの占有面積	必要とされる換気能力
$0.3 \text{ m}^2/\text{人}$	$40 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$0.4 \text{ m}^2/\text{人}$	$30 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$0.5 \text{ m}^2/\text{人}$	$25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$1.0 \text{ m}^2/\text{人}$	
$2.0 \text{ m}^2/\text{人}$	

便所の考え方は？

興行場法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

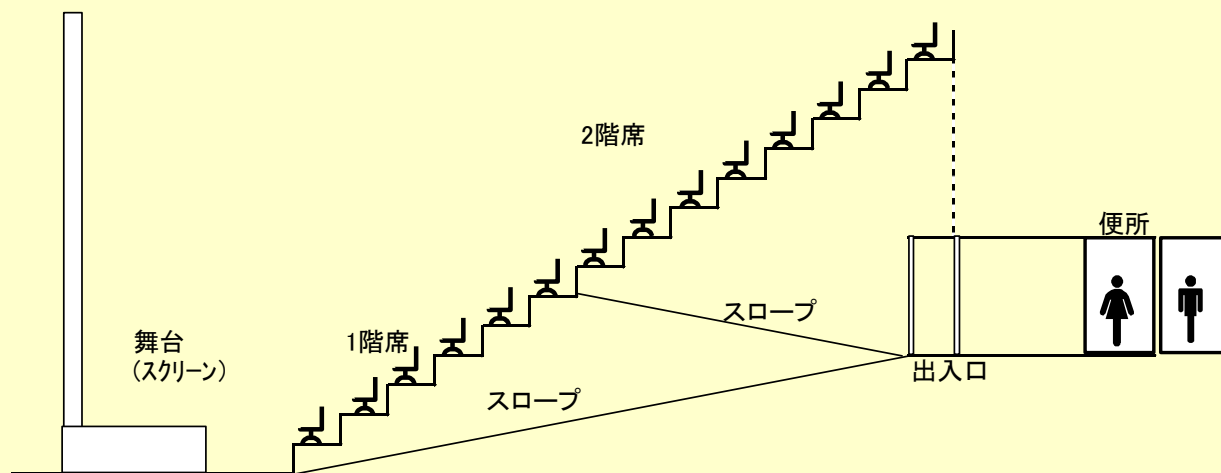
葛飾区興行場法施行条例 第8条

(1) 各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。

【考え方】

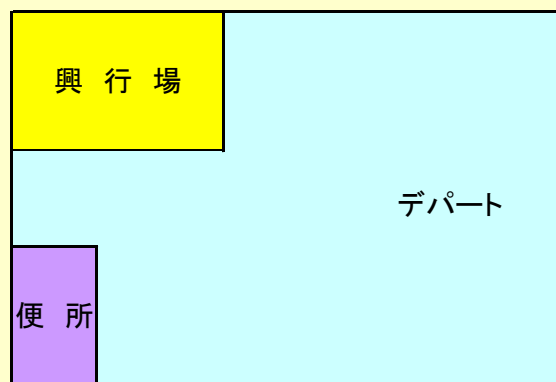
ただし書きの規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。支障がないと認める場合とは、次の場合である。

- 1 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が観覧場以外にない構造の施設等であって、施設の構造上、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用させることが困難な場合
- 2 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設において、出入口が1つの階にしかない場合等であって、出入口のある階に必要な数の便器を備えた便所を設けたほうが、入場者にとって利便性がある場合

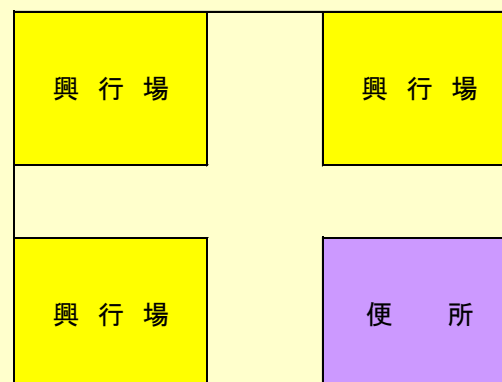


- (2) くみ取便所ではないこと。
- (3) 便器は、陶磁器等（ステンレス、プラスチック類など）で造られた堅固で衛生的なものであること。
- (4) 専用の換気設備を設けること。ただし、外気に接する開口部を有する便所にあってはこの限りでない。〔外気に接する開口部とは開閉可能な窓を含む〕
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める以下の基準に適合していること。

- ・便所の設置場所は、興行場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合であって、当該興行場に近接する便所を共用できるときはこの限りでない。
- ・水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- ・便器周りの幅員は、別表第2（右表）に定める基準以上であること。
- ・流水式の手洗い装置を設けること。



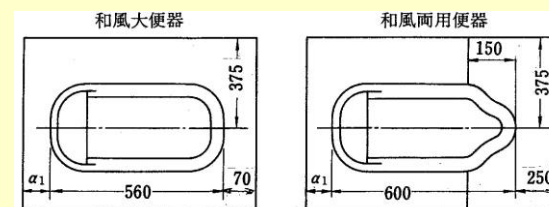
参考例 2



参考例 3

別表第 2

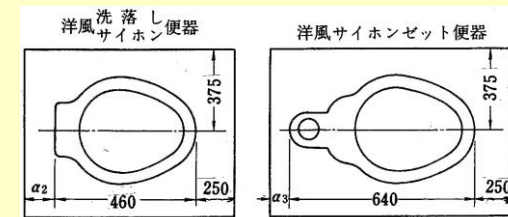
和風及び洋風便器等の便器回りの幅員基準



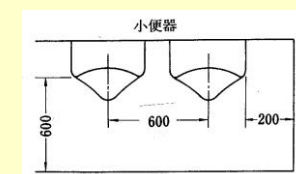
α 1 の 寸 法

種 別	寸 法（ミリメートル）
側 壁 洗 浄 弁 側 床 洗 浄 弁 前 床 洗 浄 弁	150
前 床 洗 浄 弁 隅付きロータンク	175
ハ イ タ ン ク サイホンゼット大便器	200

和風大便器回りの寸法（単位 mm）



洋風大便器回りの寸法（単位 mm）



小便器回りの寸法（単位 mm）

便所の便器の数は？

便器の数に関しては、以下の葛飾区興行場法施行条例施行規則第9条第1項第2，3号に規定されています。

* 第2号より

便器の数は、別表第1に掲げる基準以上に設置すること。ただし、前号ただし書（前ページ）に規定する複数の興行場が便所を共用する場合における別表第1の規定の適用については、同表中「観覧場の床面積の合計」とあるのは「当該複数の興行場の観覧場の床面積の合計」とする。

別表第1 便器の設置基準

観覧場の床面積の合計	便器の数
300 m ² 以下の部分	15 m ² ごとに1
300 m ² を超え 600 m ² 以下の部分	20 m ² ごとに1
600 m ² を超え 900 m ² 以下の部分	30 m ² ごとに1
900 m ² を超える部分	60 m ² ごとに1

※当該数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた数

* 第3号より

便器の数は、男子用と女子用を、ほぼ同数とし、男子用小便器の数5以内ごとに男子用大便器の数1とすること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、男子用便器数と女子用便器数の比率を変えることができる。

【観覧場床面積が250 m²の場合（例）】

便器数は男女ほぼ同数として算出

（小数点以下切り上げ）

$$250 \div 15 = 16.7 \text{ 個} \rightarrow 17 \text{ 個}$$

内訳例（女子 大9個、男子 大2個 小6個）

【観覧場床面積が1000 m²の場合（例）】

$$300 \div 15 = 20 \text{ 個} \textcircled{1}$$

$$(600 - 300) \div 20 = 15 \text{ 個} \textcircled{2}$$

$$(900 - 600) \div 30 = 10 \text{ 個} \textcircled{3}$$

$$(1000 - 900) \div 60 = 1.7 \rightarrow 2 \text{ 個} \textcircled{4}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 47 \text{ 個}$$

内訳例（女子 大24個、男子 大4個 小19個）

公演によっては休憩時間が短くなることもあるので、利用者が集中しても待ち時間が長くないように設計しましょう。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について

建築基準法等

	担当機関	連絡先
延べ床面積が1万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課(都庁第二本庁舎3階)	☎03-5388-3372
延べ床面積が1万㎡までの建築物	葛飾区都市整備部 建築課(葛飾区役所3階)	☎03-5654-8557
民間の建築確認検査機関		

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法等

管轄区域	担当機関	連絡先
四つ木1～5丁目、東四つ木1～4丁目、宝町1・2丁目、東立石1～4丁目、立石1～8丁目、青戸1～8丁目、白鳥1・2・4丁目、お花茶屋1～3丁目、奥戸1～9丁目、小菅1～4丁目、堀切1～8丁目、東堀切1～3丁目、西亀有1・2丁目、新小岩1～4丁目、東新小岩1～8丁目、西新小岩1～5丁目、鎌倉1～4丁目、細田1～5丁目、高砂1～5丁目	本田消防署 (東立石3-12-7)	☎03-3694-0119
白鳥3丁目、高砂6～8丁目、西亀有3・4丁目、亀有1～5丁目、柴又1～7丁目、金町1～6丁目、東金町1～8丁目、新宿1～6丁目、金町浄水場、水元1～5丁目、東水元1～6丁目、南水元1～4丁目、西水元1～6丁目、水元公園	金町消防署 (金町4-15-20)	☎03-3607-0119



維持管理編



～目次～

興行場の維持管理 管一 1 - 4

興行場の各種申請・届出手続きについて 管一 5

興行場の維持管理

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければなりません(法第3条)。法令等で定められている基準を満たすように維持管理を行ってください。

採光・照明

- ◇ 観覧場の照度は、200ルクス以上。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。【条 6-1-(1)】
- ◇ 映画、劇場等の専用の観覧場の照度は、20ルクス以上。
【指導】
- ◇ 観覧場以外の入場者が使用する場所の照度は、20ルクス以上。【条 6-1-(2)】
- ◇ 観覧場、廊下、階段及び出入口には、上記1及び2の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。【条 6-1-(3)】

※ 上記の3項目の照度は、床面から0.8メートルの高さのものとする。【指導】
- ◇ 映写又は演技中の観覧場には、床面において常に0.2ルクス以上。
【条 6-1-(4)】【指導】
- ◇ 休憩中は十分な照明又は採光を行うこと。【条 12-1-(2)】

【 】内、根拠欄の見方

法 : 興行場法
条 : 葛飾区興行場法施行条例
規 : 葛飾区興行場法施行条例施行規則
指導 : 葛飾区興行場法施行条例の運用について

(例 : 条 3-2-(1) とは、条例第 3 条第 2 項第 1 号のこと)

空気環境

- ◇ 空気の衛生基準は以下の基準による。【規 10】
 - ・ 炭酸ガスの含有率は、0.15%以下。【規 10-1-(1)】【指導】
→ 建築物衛生法*対象の特定建築物の場合、基準は0.10%(1000ppm)以下
 - ・ 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき、0.2ミリグラム以下。【規 10-1-(2)】【指導】
→ 建築物衛生法*対象の特定建築物の場合、基準は0.15ミリグラム以下
 - ・ 平板培養法による落下細菌は、30個以下。【規 10-1-(3)】【指導】
- ◇ 営業中は十分な換気を行うこと。【条 12-1-(1)】
※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

空気環境基準の適用範囲

上記の空気環境の基準は、観覧場以外にも廊下、階段などにも適用されます。
さらに、本基準は廊下や階段だけでなく、入場者が利用するすべての場所において基準を満たすことが、環境衛生上好ましい状態です。

観 覧 場

- ◇ 観覧場は毎日清掃し、清潔にしておくこと。【条 12-1-(3)】
- ◇ 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用すること。【規 11-1-(2)】
〔座布団は、収納設備も併せて有することが望ましい。【指導】〕
- ◇ くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。【規 11-1-(5)】
〔くず物入れは衛生及び清潔の保持上不可欠なものであり、適正に管理することは、環境衛生上欠かせない要件である。【指導】〕

喫 煙 所

- ◇ 喫煙所を設ける場合は、喫煙所以外では、喫煙させないこと。【条 12-1-(5)】
- ◇ 喫煙所を設けない場合は、興行場内での喫煙を禁止する旨を入場者に周知すること。【条 12-1-(6)】

ロビー・廊下等

- ◇ ロビー、廊下、施設の周囲等は、毎日清掃し、清潔にしておくこと。【条 12-1-(3)】

設 備

- ◇ 機械換気設備、照明設備、排水設備等は1ヶ月に1回以上点検し、必要な整備を行い、所定の性能を常に保持しておくこと。【規 11-1-(4)】【指導】

換気設備と設置目的

興行場で換気設備が必要な場所は下表の通りです。それぞれの設置目的を把握して、効率的に換気を行いましょう。

場 所	設 置 す る 目 的
観覧場	多人数が集合するため浮遊粉じんや炭酸ガスが発生しやすく、また、温度上昇により空気環境が悪化しやすいため。
便 所	便所における臭気が、直接廊下や観覧場に流入するのを防止するため。
喫煙所	喫煙場所におけるタバコ煙を排除するため。

入 場 者

- ◇ 入場者は、興行場において場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。【法 4-1】
- ◇ 営業者又は興行場の管理者は、上記第 1 項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。【法 4-2】
- ◇ 乱酔者等興行場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。【条 12-1-(7)】

管 理 者

- ◇ 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのあるものを業務に従事させないこと。【条 12-1-(4)】
- ◇ 営業者は、興行場の衛生上の維持管理を適正に行うため、興行場ごとに管理者を設置しなければならない。【条 13】
- ◇ 管理者に営業者自からがなることは差し支えない。しかし、管理者は興行場ごとに設置しなければならず、2 施設以上の興行場の管理者を兼任することについては、興行場相互の距離、構造設備（換気設備等）、延べ面積、維持管理の権原を有する者の状況（同一性）などからみて、職務遂行上支障がないと判断される場合に限り認められる。【指導】

ねずみ・昆虫等の防除

- ◇ ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。【規 11-1-(3)】
- ◇ ねずみ、昆虫等の駆除については、1 ヶ月に 1 回以上生息調査を行い、その結果に基づいて駆除作業を行うこと。【指導】

興行場と感染症

～代表的な感染症！

インフルエンザウイルスとノロウイルスの紹介～

- 1 インフルエンザウイルス
ウイルスは低温・低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂うことになります。加湿装置を適切に運転し、室内の湿度を保つことが大切です。
また、手洗い・うがいにより感染を防ぐことができます。
- 2 ノロウイルス
ノロウイルスは感染性胃腸炎の原因となるウイルスで、患者の嘔吐物やふん便からも広がります。嘔吐物などを処理する際は手袋・マスク等を着用し処理後は手を石鹸で洗いましょう。
手洗いをしやすいように日頃から洗面所等をきれいにしましょう。

光線の使用

- ◇ 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。【規 11-1-(1)】
- ◇ 興行場で使用するレーザー光線の基準は、次によるものとする。【指導】
 - ・レーザー光線の直接光（プロジェクターから放射された光線）は、入場者に照射してはならない。
 - ・レーザー光線の間接光（プロジェクターから出た光が鏡等に反射した光線）が入場者に照射される場合は、次表の基準以下であること。

表 人体に照射されるレーザー光線間接光のエネルギー基準

波 長 μm	レーザーの種類	エネルギー強度※ $\text{W} \cdot \text{cm}^{-2}$
0.45～0.55	Ar(アルゴン)	2.8×10^{-5}
0.55～0.7	Kr(クリプトン)	4.2×10^{-4}
0.55～0.7	He-Ne(ヘリウムネオン)	4.2×10^{-4}

※ レーザー光線間接光が、人体に照射される実際の位置において有するエネルギーの強さ

営業時間・休憩時間

- ◇ 営業時間は、興行の開始前または終了後、清掃等の衛生上必要な措置を確実に行うよう考慮して定めるとともに、周辺地域の環境への配慮を十分に行うこと。【指導】
- ◇ 休憩時間を設ける場合には、おおむね2時間30分ごとに5分以上とすること。【指導】

レーザー光線

レーザー光線に関する規定は、歌謡ショー等において光線の使用が多くなってきたことから設けられた規定です。

レーザーが人に与える影響は、「レーザー光源と人との距離」、「レーザーの種類や出力」、「暴露時間」などにより大きく変化し、人間の眼や皮膚等に重大な支障をもたらすことがあります。

そのため、基準を守って正しく使用することが大切です。

興行場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

• 新規営業許可申請

- 新しく興行場を経営
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

必要書類

- * 「許可申請時に必要な書類（P 許－2）」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

• 変更届

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前に相談してください。）
- 興行場の種類を変更（例：演劇場⇒映画館）
- 管理者の変更 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

• 承継届

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
- 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。

必要書類

- * 興行場営業承継届

【譲渡の場合】

- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * （法人の場合）登記事項証明書

【相続の場合】

- * 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
相続人の範囲：法定相続人

【合併・分割の場合】

- * 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）

• 廃止(停止)届

- 営業の全部もしくは一部を廃止・停止した。

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。